

権力論と ジャーナリズム研究

桶川ストーカー事件を事例にして

伊藤高史



21世紀に入り、報道界から「メディア規制法案」と言われる法案が国会に提出されるなど、「報道の自由」、あるいは「表現の自由」を取り巻く状況は厳しさを増している。しかし、報道による人権侵害の存在がある以上、自主規制・法的規制も含めた適切な報道のルールづくりは避けられないだろう。しかし、そうしたルールづくりを行うに際しては、報道（ジャーナリズム）が社会の中でいかに機能しているのかを適切に認識する必要があろう。本稿ではこのような問題意識に立って、ジャーナリズムが社会の中でいかに機能するかを示すモデル構築のために、社会学や政治学における権力論を振り返る。その上で、1999年に起こった「桶川ストーカー事件」を事例として、ジャーナリズムにどのような力が働いたのかを検討したい。ジャーナリズムが社会の中でいかに機能するかを示すモデルを検討するにあたっては、具体的な事例研究と理論研究との往復運動が欠かせないからである。

本論に入る前に、ジャーナリズムを研究対象とする上での筆者の基本的な視座として、以下の2点を示しておこう。

第一に、ジャーナリズムを研究する場合、情報を伝達する過程だけではなく、情報を発掘する情報収集の過程を考えなければならないということである。ジャーナリズムはしばしば、当該ジャーナリストたちが発掘しなければ闇に葬られていたに違いない「スクープ」と呼ばれる情報を入手し、それを報道することによって社会を動かす。情報収集過程を無視して、情報の伝達過程（あるいはメディアの表象機能）のみに関心を寄せてジャーナリズムの力を議論することは、誤解を招く。我々がしばしば、ジャーナリズムと報道機関（マスメディア）を不可分のものと考えるのは、報道機関が、情報収集と伝達のための機能と構造を兼ね備えているからにほかならない。

そして、ジャーナリズムを、情報の伝達だけではなく情報収集過程を含んだものとして捉えることは、ジャーナリズムの活動を、報道対象との相互関係の中で生み出される動態的な過程として捉えねばならないことを意味する。

第二に、ジャーナリズムの情報収集・伝達は、情報源をはじめとした外部勢力との「力関係」の中で行われる、という点を強調する必要がある。ジャーナリズムの力を利用しようとして、多くの者がジャーナリストや報道機関に接近してくることは言うまでもなからう。情報操作と言われるものは、この典型である。ブライアン・マックネアは、ジャーナリズム研究における「情報源」の重要性の増大を指摘し、特に、スピンドクターと言われる人々も含めた広報の専門家について言及している。(McNair 1998: 143-144)

しかし、ジャーナリストや報道機関に接近してくる者は、「権力者」や専門家たちだけに限らない。内部告発をするために報道機関に接近する個人がおり、あるいは、特定の関心事に沿って活動する市民運動団体も、様々な手法で報道機関の利用を企てる。

また、ここで言う「外部勢力」には、直接報道機関に情報をもたらす情報源だけではなく、単なる情報の受け手も含める必要がある。購読者数や視聴率など、情報の受け手からのフィードバックとして報道機関やジャーナリストにもたらされる情報も、報道に影響を与えるからである。

このような、ジャーナリズムに対して働く「力」は、従来、政治学や社会学において「権力」概念で捉えられていたものと考えることができよう。本稿で、政治学や社会学の「権力論」を検討するのはこのためである。

このように、ジャーナリズムを情報収集・伝達過程を含んだ動的な過程として捉え、そこに働く「力関係」に着目する、という点を、ジャーナリズムが社会の中でいかに機能するかを示すモデル構築のための基本的視座としよう。なお、過去にジャーナリズムの機能に関して提示されたモデルの検討は不可欠だが、紙幅の都合上、この作業は別稿に譲る。

上記の基本的視座を念頭に入れつつ、本稿では、(1)ジャーナリズムが社会に対して「力」や「影響力」を持つということはどういう意味においてか、(2)ジャーナリズムに働き得る「権力」はどのようなものとして定式化可能か、(3)前節において定式化された「権力」は、1999年の「桶川ストーカー事件」(後述)を巡る報道活動においてどのように働いたのかを順次、検討していこう。

▶ 1 ジャーナリズムの“力”と“効果”

「ジャーナリズムには、社会を動かす力がある」、これが、ジャーナリズムを研究しようとする者が抱く素朴な前提であろう。筆者が「表現の自由」について考える際に、様々な表現活動のうちジャーナリズムに着目するのも、こうした素朴な前提が基礎になっている。この前提を証明するためには、一国の最高権力者が、報道をきっかけにしてその座から追われてしまったいくつかの事例を示せば十分かもしれない。すなわち、米国でのウォーターゲート事件に関する『ワシントン・ポスト』の報道、あるいは日本では、田中角栄・元首相の金脈問題における立花隆らの報道、リクルート事件を暴いた『朝日新聞』の報道などが、「ジャーナリズムには、社会を動かす力がある」という事実を雄弁に物語ってくれる。しかし、マスコミュニケーションの影響力を明らかにしようとした社会心理学的な研究を参照すれば、「ジャーナリズムの力」というものを、それほど簡単に想定することはできないことも明らかであろう。そこでまず、ジャーナリズムという概念を検討し、どのような意味において、ジャーナリズムには「社会を動かす力」がある、と言えるのかを考察しよう。

ジャーナリズムを「報道」と訳すことができるならば、その定義として利用可能であるのは、「個人情報の保護に関する法律」での定義だろう。その定義によれば、「『報道』とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう」(50条2項)となっている。

あるいは、マックネアは次のような定義を示している。

現実の、社会の、これまで知られていなかった(新しい)出来事に関する真実の説明、あるいは記録であると主張する(つまりそのように受け手に提示される)、文章、音声あるいは映像的形態でつくられたテキスト(McNair, 1998: 4, 斜体字ママ)

これらを差し当たりの「ジャーナリズム」の定義としようとした場合、我々は次の問題につきあたるだろう。すなわち、ジャーナリズム活動を行う主体の問題である。一般的な用語の使用法では、ジャーナリズム活動と、職業的にそれを行うジャーナリスト、あるいは、そうしたジャーナリストを使用し、あるいはジャーナリストが利用する新聞、テレビ、雑誌といった「報道機関」あるいは「マスメディア」とは不可分のものであろう。メディアやマスコミといった言葉がジャーナリズムと互換的に使われることは珍しいことではない。

ジャーナリズム活動と「報道機関」「マスメディア」の関係をいかに捉えるかという問題は、インターネットが普及して、不特定多数に情報を伝達する手段としてのマスメディアの地位が相対化された現在において重要な検討課題となろう。しかし、紙幅の制約から、本稿はこの問題をあえて検討しない。ただし、インターネットにおいて情報を不特定多数に伝達することが、職業ジャーナリスト以外にも容易になったとはいえ、情報伝達だけでなくその情報収集能力において、職業ジャーナリストと報道機関（マスメディア）は特筆すべき能力を保有していると言わねばならないことは指摘しておこう。

ジャーナリズムと報道機関、あるいはマスメディアが不可分の関係にあることを本稿の前提とした場合、「ジャーナリズムの力」とはいかに考えればよいのか、という点を次に考察しよう。というのもの、社会心理学的なマスコミュニケーションの「効果研究」では、マスメディアの「強力な効果」には懐疑的な研究成果が数多く存在するからである。

アメリカを中心に、20世紀の中盤から盛んになった社会心理学的な効果研究は、初期の「強力なマスメディアという『しろうと理論 (lay theory)』」(池田 2000 : 96) を否定し、一般に「限定効果説」といわれる知見を蓄積してきた。その代表例が、マスコミュニケーションの二段階の流れ仮説であったことはいままでもない。限定効果説が一般化されるのに対して、その後、マスコミュニケーションの「強力な効果」を示す仮説と知見が示されてきた。議題設定仮説を筆頭に、培養仮説、沈黙の螺旋仮説などがそれである。しかし、そうした強力効果を示す仮説も、必ずしもあらゆる場面で検証可能な仮説というわけではない。マスコミュニケーションが様々な社会的な条件の下で働く以上、その効果の現れ方は決して一様ではない。例えば、池田謙一は、議題設定やプライミング効果について次のように述べて、その「強力」な効果に疑問を呈している。

知見の検証はしばしば失敗し、析出された場合にも実験室以外では「強力」と言えるほどまで人々の認知を規定するような力は見いだされていない。たしかに効果は存在するが、その大きさに関しては何とか統計学的に意味があるという程度のものも多いのである。したがって、「強力効果」の肯定には慎重であるべきだろう。換言すれば「強力」という言葉のあやに惑わされるべきではない。(池田 2000 : 115)

にもかかわらず、我々はマスメディアを前提とした「ジャーナリズム」が「社会を動かす力」を持っていることを、先に挙げたような事例によって、経験的に認めざるを得ないだろう。

こうした経験上の感覚とマスコミュニケーションに関する社会心理学的な知見との落差は、影響の対象の違いと考えると分かりやすいだろう。先に挙げた、米国でのウォーターゲート事件をはじめとした「ジャーナリズムが社会に力を及ぼした」事例は、究極的には時の「権力者」に直接影響を及ぼしたということである。ジャーナリズム研究の中で問題になるのは、多くの場合、一般的な用語で「権力者」と呼ばれる人々に対して、どのように力を及ぼすか、である。「権力者」という概念はここでは、「公権力を行使する立場や、社会的に重要な地位にある人や組織」、と定義すれば十分だろう。これに対し

て社会心理学的な効果研究は、マスコミュニケーションが社会の構成員にどのような一般の影響を与えるか、という点が関心の焦点であった。

マスメディアが一般の人々ではなく、「権力者」に対して及ぼす影響については、竹下俊郎が社会心理学の立場から、「政策決定者へのマスメディアの効果」として検討しているので、詳しくは論じない(竹下 1990: 90-91)が、ジャーナリズムは「権力者」に力を及ぼすことができることを、先に挙げた3つの事例も示しているのである。

では何によって、ジャーナリズムは権力者に力を及ぼすことができるのだろうか。典型的なパターンにおいては、ジャーナリズムは「正当性」を経由して、権力者を動かすことができると言えるだろう。その場合の「正当性」(この定義については後述する)は、法律や道徳といった社会規範や、世論や評判といった社会の認識によって支えられている。

例えば、ジャーナリストが何らかの事実を発見し、それが明らかに「法律違反」であれば、警察などの捜査機関も動かざるをえず、これを、「権力者に影響を与えた」と述べるのが可能だろう。この場合、ジャーナリズムは「法律」という社会規範を経由して、権力者に力を及ぼしていると言える。あるいは、「道徳」といった社会規範である場合もあるだろう。

こうした社会規範が、究極的には社会の成員の合意に基づくものであれば、報道機関は、社会の成員に対して一定の合意をもたらすことによって(あるいはそのように見せかけることによって)、一部の権力者に対して、力を及ぼすことができると考えられるだろう。メディアの報道が世論を動かし、その結果、権力者が態度を変える、といった経路を辿るのが、メディアが権力者に力を及ぼす場合の最も典型的な経緯と考えられるだろう。多くのメディアが同一の論調で報道すれば、実際に社会の成員がどう考えているかはともかく、人々はそれを世論と思い込みがちになる(竹下 1990: 91)。逆に言えば、いくら特定の報道機関が報道しても、他のメディアがこれに追従しなければ、権力者を動かすまでに至らないというケースも考えられる。

いずれにせよ、ジャーナリズムが社会を動かす力を持っている、ということの意味は、「社会心理学」的な意味で捉えられてはならないこと、それは究極的には、「権力者を動かす力」であることを確認しておきたい。

▶ 2 権力論の整理とジャーナリズムの社会的機能に関するモデル

社会学や政治学における「権力論」の蓄積は膨大である。ここで筆者は、様々な権力論を検討し、どの権力論が最も有用であるかの判断を下すつもりはない。ここでの目的は、ジャーナリズムを「力関係」において把握するという観点から、社会学や政治学における「権力論」の議論を通じて、ジャーナリズムに働く「力」が理論的にどのような側面で働き得るのかを整理することである。

最もよく知られた権力に関する定義はマックス・ウェーバーのものである。彼は、「権力とは、何を基盤とするにせよ、各人が社会的関係の中で、反対にあってもその意思を貫く可能性(見込み, Chance)を意味する」と述べている。権力が「可能性」である、ということの意味は捉えづらいが、「反対にあってもその意思を貫く可能性」が高い人がより多くの権力を持っていることになる。つまり、この定義によれば、権力はあらゆる人に分有されており、ウェーバーは「『権力』の概念は、社会学的にははっきりしない」とも述べている。(Weber 1984 [1921]: 89)

あるいは、アンソニー・ギデンズはもう少しわかりやすく定義して、「権力とは、他者が抵抗している場合においてさえも、みずからの利害や関心を考慮に入れさせようとする

る個人や集団の能力である」(Giddens 2001: 420)と述べている。ギデンズの定義は、ウェーバーの定義に似ているが、権力を「個人や集団の能力」として明確に捉え、個人の意思に基づいて、その利益等を促進するために使用されるべきものと捉えていることがわかる。

権力を個人や集団の能力として捉えた議論に連なる権力論として、スティーブン・ルークスの権力の3類型(1, 2, 3次元の権力)を挙げることができる。

ルークスは各次元の権力をそれぞれ、明確に定義しているわけではないが、概ね次のように説明することができるだろう。1次元の権力とは、社会的紛争を伴うような「争点」をめぐる「決定」がなされる際の「行動」に現れるものであり、決定を行う力である(Lukes 2005: 19)。2次元の権力観は、こうした1次元の権力観に対する批判として提出されたものである。つまり、2次元の権力は、政策を巡る紛争が表沙汰にならないように妨げる力である(Lukes 2005: 20)。ルークスは1次元の権力観をロバート・ダールなどの多元主義者たちから、2次元の権力観を多元主義的権力観への批判として提出されたピーター・バクラックとモートン・S・バラツツの議論から抽出している。これに対して、ルークスが両者の権力観を批判して提示するのが3次元の権力である。

3次元の権力とは、端的に言えば、問題を問題として、権力行使される人々に認識させない力である。このような、権力についての3次元の見解に立つことは、「社会的諸勢力や制度的慣行の操作によるのであれ、あるいは、個人の決定によるのであれ、潜在的争点を政治から排除する多くの方法についての考察を可能にするのである」(Lukes 2005: 28)という。1次元、2次元の権力観では、実際に紛争が顕在化している場合にしか「権力」を論じることができないため、「最も効果的で狡猾な権力の使用は、まず、そのような紛争の発生を阻止することだ、という決定的に重大な点を無視している」(Lukes 2005: 27)というのである。

3分類された権力観は相互に排他的であるというわけではない。顕在的であれ潜在的であれ、いずれも個人や特定集団の利害に係わる形で、個人や特定集団の意思(特に権力者の意思)に基づいて権力が行使されるという前提に立つ。ルークスは次のように述べている。

我々がこれまでに検討してきた3つの権力観は、ひとつの、おなじ権力の基礎概念の代替的な解釈と適用と言える。その権力の基礎概念によれば、AがBの利害に反するやり方でBに影響を及ぼす場合に、AはBに権力を行使するのである。(Lukes 2005: 30)

こうした考えは、権力についての一般的な理解にも当てはまる考え方であろう。そして、本稿の、ジャーナリズムを力関係の中で捉えるという視点に立った場合でも、非常に重要な視点を提供してくれる。1次元的及び2次元の権力は主に、政治過程の場で、公式な議題の構築や、それについての決定を下す力を問題にしたものであるが、3次元の権力は、「情報操作」の問題に直接かかわってくるため、ジャーナリズム研究にはより直接的な関連性を持つのである。ルークスは3次元の権力を説明する文脈で、情報操作やマスメディアとの関係について次のように述べている。

実際、あなたが望むように、他者に欲望を持たせること、すなわち、思考や欲望のコントロールを通して服従を確保することが最高の権力行使ではないだろうか? このことを理解するのに、『すばらしい新世界』やB・F・スキナーの世界について語るまでもあるまい。すなわち、思考のコントロールはそれほど全体的ではなく、より日常的な形をとっているものであり、それは情報操作、マス・メディアあるいは社会化の過程などによって行われるのである。(Lukes 2005: 27)

先に述べたように、ルークスが1, 2, 3次元の権力として定式化したものは、いずれも、自己の利益追求を目的として、ある主体が他の主体を自分の意に沿わせるというモデルで考えられたものであった。一方で、この類型には当てはまらない「権力」理解も存在する。

ルークスは著書で、タルコット・パーソンズ、ハンナ・アレント、そしてミシェル・フーコーの権力論について批判的に言及している(Lukes 2005: 29-37, 88-107)。本稿ではジャーナリズム研究との関連性から、フーコーとアレントの議論を手短に検討したい。

まずはフーコーの権力論をみてみよう。フーコーの権力論については既に広く議論されているので詳しい検討は避けるが、フーコーの権力観の根本は、人々の認識を拘束し、人々を主体として作り上げる「知識」そのものを権力と見ている点に特徴があるといえるだろう。フーコーは、性と権力の関係を分析した著書において、「つまり問題は、性についてのある種の知の形成を、抑圧や法という関係においてではなく、権力の関係において分析することである」と述べている(フーコー=渡辺 1976=1986: 119)。つまり、主体が持っている様々な知の枠組みが、その主体の自由を制約する可能性をみてとっているのである。そして、こうした「権力」理解に対して、ルークスは、社会学が問題にしてきた「社会化」の議論の再定式化に過ぎない、と批判している。(Lukes 2005: 97)

しかしながら、人々の「自由」を制約するものとして「権力」を考えた場合、フーコーの権力観には示唆的な要素が含まれているのは確かであろう。というのも、知識を権力と見る見方は、国家のイデオロギー装置としてマスメディアを見るルイ・アルチュセールの見解とも呼応して、主体を主体として作り上げ、再生産する装置の権力性に関心を向けさせてくれるからである(Althusser=西川 1976 [1970]=1975: 105-109=63-70)。ジャーナリズムの作業とは、日々、特定の「問題設定」に立って世の中の様々な出来事から選択的にごく一部だけを切り取って、それを「ニュース」として公衆に提供する作業にほかならない。だとすれば、ジャーナリズムの自由を拘束する最も日常的で重要なものは、公権力の抑圧である以上に、ニュースをニュースとして構築する「知の枠組み」であると考えすることは自然であろう。特に、「表現の自由」が憲法等で一定程度保障された先進国にあっては、公権力の抑圧以上に、特定の出来事のみを問題化し、その他の出来事の問題化を抑圧する「知の枠組み」の権力作用により一層現実的な制約を見ることができないのではないだろうか。そして、そうした権力としての「知の枠組み」は、アルチュセールが指摘したように、それを支える物質的な要素を持つ。日本のジャーナリズムでは、代表的なそれは記者クラブであり、あるいは、首相官邸や官庁、警察に多くの担当記者を配置するという主要マスメディアの制度的構造である。

アレントの権力観は、より肯定的な権力観と言えるだろう。彼女によれば、権力と不可分のように論じられがちな「暴力」は、実は権力の対立物である。権力とは、社会の成員の合意があるときに現れるものである。これに対して、社会の成員のそうした合意が喪失するとき、統治者は、「暴力」によって支配を行う。つまり、権力が最大化すれば暴力は消滅し、暴力が最大化すれば権力は消滅するのである(Arendt 1972 [1969]: 155)。彼女は次のように言う。

権力は、人間の行為能力そのものではなく、他者と協力して行為する能力のことである。権力は決して個人の所有物ではない。すなわち、権力は集団に所属し、その集団がまとまりを持ち続ける限りにおいてのみ存在し続けることができるのである。我々が誰かのことを、彼は権力を持っていると言うとき、我々は実は、一定数の人々が、彼らを代表して行為するよう彼に力を与えたということを述べているのである。権力が派生するための集団(potestas in populo、つまり人民や集団なしに権力はない)が消滅すると、「彼の権力」もまた消滅してしまうのである。(Arendt 1972 [1969]: 143)

このような見解に立つと、「権力」を批判的に捉えることができないのではないかという疑問もわいてこよう。アレントの言う権力は、一般には「権威」や「正当性」という言葉に近い意味であるように思える。

ギデنزには、権威と正当性について、「権威とは政府が権力を正当に使用することである。正当性とは、政府の権威に従う人々が、政府の権力の使用に同意していることを意味する」と定義している（Giddens 2001：420-421）。あるいは、権威を次のように説明する。

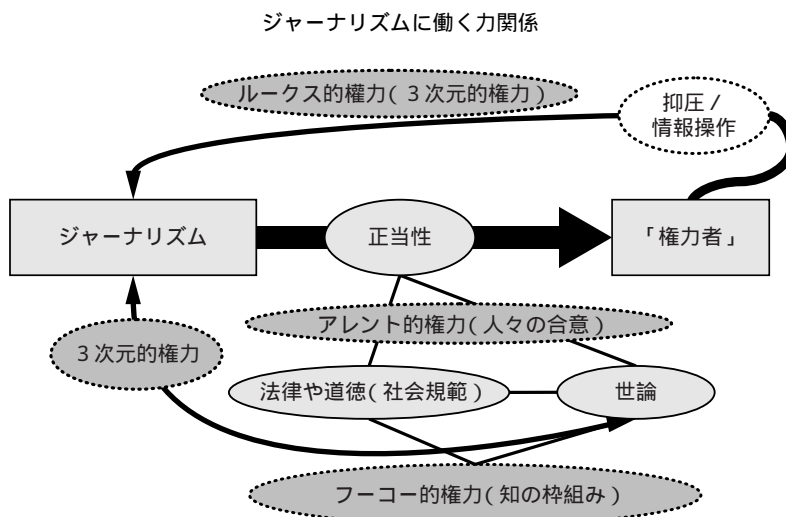
個人や集団が他者に対して持つ正当な権力のこと。正当性の要素が権威の概念にとって決定的に重要で、主に正当性によって、権威はより一般的な概念である権力から区別される。権力は力や暴力の使用によって行使され得る。これに対して、権威は、それに従う人々が自らに秩序や命令を与える権力の正しさを受け入れているという事実に依存する。（Giddens 2001：684）

ギデنزが事例をあげて、権力、権威、正当性について説明するとき、アレントの「権力」観と、権威、正当性概念との近接性を理解できるだろう。

東チモールでの親民主主義デモが盛んになり、政府がこれに応じて活動家を殺害したり、投獄したりする場合、それは権力の行使ではあるが、政府の権威喪失を示すものでもある。（Giddens 2001：421）

ジャーナリズム研究との関連で権力を考えるとき、アレントの権力観（あるいはギデنزの権威と正当性概念）は重要な要素となる。というのも、ジャーナリズムが情報を伝達し、それが社会を動かす力を持つようになるのは、例えば政治家のスキャンダルであれば、それは政治家の権威や正当性を奪うからである。つまり、ジャーナリズムが他者に対して権力を行使し得るのは、他者の権威や正当性を奪うことによってである。民間人に対する報道被害のケースにおいても、例えば被疑者を犯人視した報道をすることによって、その個人の権威や正当性を奪うことで、その個人に被害を及ぼすのである。

以上、検討してきたルークス、フーコー、アレントの権力観はそれぞれ、社会の多様な側面で働く「権力」を明らかにしようとした試みであると言えるだろう。そして、そうした「権力」はそれぞれ、ジャーナリズムが活動する諸側面でも観察することができる。これをモデル的に示せば次のようになるだろう。



この図を手短に説明すれば次のようになる。「ジャーナリズム」は「正当性」を経由することで、「権力者」(この定義は先に述べた)を動かすことが可能になる。その一方で、「権力者」と言われる人々は、ジャーナリズムを動かす力も持っている。その際には、様々な抑圧の手段のほか、情報戦略や情報操作といった行動がとられる。これらは、ルークスの意味での権力行使である。ジャーナリズムが「権力者」を動かす際に必要な「正当性」は、「法律や道徳(社会規範)」あるいは「世論」といったものに支えられている。「ジャーナリズム」に「正当性」を与える力としてのアレント的な権力がここで働く。ただし、「ジャーナリズム」はこの「世論」を背景にして報道できると同時に、世論の反応によって報道が制限されることもあり得る。ジャーナリズムと世論の間にも、常に相互作用的な力が働いているし、そこには、何が問題であるかを認識させようとする「3次元的権力」の働きを見ることができる。また、そもそも何が問題であるかを決める際に働くのは、社会規範や世論を枠づける知識(知の枠組み)である。この意味で、我々はジャーナリズムの活動において、フーコー的な「知の枠組み」という権力の働きを見ることができるのである。

このようなモデルを暫定的に想定した上で、具体的な事例において、こうした力がどのように働き得るのかを見ていこう。

▶ 3 桶川ストーカー事件での力の諸相 1 : 権力者からジャーナリズムへの力

前節でジャーナリズム研究に特に関連の深い権力観として、ルークスの「3次元的権力」、フーコーの「知の枠組みとしての権力」、そして、アレントの「権威と正当性としての権力」という3つの権力観が存在することを確認した。本節では、このような権力が、具体的な事例でどのように働くのかを観ていこう。

ここでは「桶川ストーカー事件」を事例にとりあげる。これは、マスコミの報道が、警察行政に大きな影響を与えた事例として記憶されている。

この事件の概要は以下の通りだ。

女子大生の猪野詩織さん(当時21歳)が1999年10月、埼玉県桶川市のJR桶川駅前前で男に刺されて死亡した。殺害実行グループの主犯は元交際相手の兄(元消防士・2003年12月に無期懲役の実刑判決)だったが、詩織さんは生前に、異常なストーカー行為を行っていた元交際相手(実行犯グループ主犯の弟)の脅迫等に悩んでいた。

殺害事件後、被害者の詩織さんについて、マスメディアで「風俗嬢だった」などの報道がなされ、殺されたのも自分に非があったかのように報道された。殺害事件後も捜査本部が元交際相手を捜査した気配はなく、実行犯グループの情報を掴んだ写真誌『フォーカス』が事件の真相を暴く過程で、情報が県警に伝わり、実行犯の逮捕に至った模様だ。元交際相手のストーカーは実行犯逮捕後、逃避行先の北海道で変死体となって発見された。

被害者は事件の3ヶ月前に、名誉毀損(被疑者不祥)で上尾署に告訴していたが、上尾署は一切動こうとしなかったことが、マスコミの報道などによって明らかになった。国会でも問題とされた後、埼玉県警の調査により2000年4月、上尾署はその告訴調書を改ざん、放置していたことがわかった。告訴等の改ざんにより上尾署員3名が虚偽有印文書作成・同行使で有罪判決を受け懲戒免職処分を受けるなどした。

これが事件の概要だが、この事件をめぐって、様々な力がどのようにジャーナリズムに働いたのかを考察しよう。

この事件では、実行犯を逮捕したのは警察であり、告訴等の改ざんを認めたのも警察であるから、あくまで、「権力者」が具体的な事実に影響を及ぼしたことになる。しかし、自らのミス認めようとしなかった警察が、不正を認めるに至った経緯において、マスコミが大きな力を及ぼしたのは疑いのないことのように思える。この点を、先の権力関係のモデルに基づいて記述していこう。

この事件を、「権力」との関係で見たとき、まずは警察機構からジャーナリズムに対して、「3次元の権力」として「情報操作」が働いたことは、しばしば指摘されている。

この事件での警察の不祥事暴露に大きな影響を及ぼしたといわれる鳥越俊太郎らの著書には、事件発生後の記者会見での広報資料が掲載されている。これによると、次のような記者とのやり取りが記載されている。

Q(記者) 被害者の服装及び装飾品などは？

A(上尾署) 被害者の服装は黒のミニスカート、黒袖黒色上衣、黒色ブーツ、グッチの腕時計です。また、被害者の自転車の前かご内に黒色半コートが入っていました。

Q(記者) 被害者の持っていたバッグの大きさは？

A(上尾署) 小さなりゅックサックタイプのもので、プラダ製です。(鳥越 2000 : 90)

こうした、記者会見についての鳥越らの見解は以下のとおりだ。

どの警察署のどんな事件でも、捜査本部の記者会見でこうして遺留品を問われ、ブランド名をあえてはっきりいうことなど、通常はない。・・・警察はマスコミの手前、詩織さん捜査の初動ミスを隠す絶好の手段として、プラダやグッチなどのブランド名を利用したのではないか。(鳥越 2000 : 90-91)

この見解は、この事件の全容を最初に暴いた清水潔の見解でもあるが(清水 2000 : 28)、警察が実際に、情報操作の意図をもってこのような発表したか否かを証明することはできない。しかし、警察はその後も様々な場面で、嘘の情報を公に発表していたことが後に明らかになる。すなわち、被害者家族は被害者が殺害される前に、ストーカー行為の一環として名誉毀損行為を受けていたことについて告訴していたが、これに対して上尾署員は被害者家族に対して告訴の取り下げを要請していた。さらに、一度取り下げても再度告訴することは簡単だ、などという虚偽の説明をしていたことが明らかになったのである。日本国の刑事訴訟法では、一度取り下げた告訴は再度提出できない。

埼玉県警は、この問題を取りあげた鳥越らの番組の質問状に対して次のように回答している(2000年3月4日付)。

本件捜査を継続中、担当捜査員が被害者方を訪問し、必要な書類の作成及びその後の捜査状況、被害確認等の連絡を実施しておりますが、被害者及び家族に対して名誉毀損事案の取り下げを依頼した事実はありません。(鳥越 2000 : 183に再録されたものから引用)

被害者の父はこの警察の回答を否定していたが、後に、埼玉県警の内部調査報告(2000年4月6日付)によって、父の発言が裏付けられることになった。

9月21日、係員Aは、被害者の自宅を訪れて捜査状況を被害者の母親に連絡した。その際、係員Aは、「最近、変わったことはありませんか」と尋ね、母親が「このところ静かです」と答えるなどのやり取りをした後に、「それでしたら、告訴はいったんなかったことにしてもらえませんか」といった発言をした。・・・被害者の母親は・・・取り下げはできない旨答えたところ、係員Aは「告訴状は犯人が捕まってからでも間に合います。また、簡単に出せますよ」などと答えた。(鳥越 2000 : 303-304に再録されたものから引用)

このように、この事件を巡っては、警察は一貫して情報操作を行っていたと言ってもよからう。警察は、3次元の権力を報道機関に対して行使しようとしていたのである。

このような警察権力の情報操作は、少なくともある程度は成功を収めたことになる。というのも、事件直後には、被害者を風俗嬢として扱う記事が週刊誌に登場し（例えば、「キャバクラ嬢だったストーカー殺人「被害女子大生」の素顔」『週刊新潮』1999年11月18日付号）、事件の本質であるストーカー事件についてはほとんど議論が及ばなかったからである。とりわけ新聞はその後も、事実の解明について全く関与できなかつたといえるだろう。それだけではなく、実行犯が逮捕され、警察に対する批判が高まった後でも、最も発行部数の多い『読売新聞』は「検証記事」で次のように書いている。

県警によると、昨年十二月に殺人の実行犯が逮捕されると、遺族は菓子折りを持って上尾署にお礼に訪れたという。「感謝されていたはずなのに。まさか、不満を持っていたなんて・・・」（『読売新聞』埼玉県版2000年3月17日朝刊、5月19日に訂正記事）

しかし、警察はこうした嘘を最期まで突き通せなかつた。以下、警察が嘘を認めるに至った経緯にジャーナリズムがいかにかわっていたのかを、先の権力に関するモデルに沿って見ていく。

▶ 4 桶川ストーカー事件での力の諸相 2： ジャーナリズムから権力者への力

「桶川ストーカー事件」において、警察よりも早く犯人を突き止め、そして、警察にその情報を提供して警察を容疑者逮捕に至らしめたのは、しばしば「人権侵害を起こす」といって批判されてきた写真週刊誌『フォーカス』の記者であった。同誌とその記者の活動がなければ、実行犯の逮捕に至ったかどうかとも疑わしいのが、当時の埼玉県警の動きであった。しかし、警察が自らの嘘を認めるためには、やはり、よりメジャーな媒体、つまりテレビが必要であった。テレビ報道などを通じて、国会議員がこの事件に注目し、埼玉県警も自らの非を認めざるを得ない状況になったのである。

まずは、『フォーカス』とその記者・清水潔が、この事件の真相を明らかにしていった過程に着目してみよう。

清水の著書によれば、『フォーカス』が県警の情報操作に踊らされず、他媒体と異なる報道を行えたのは、清水が被害者の周辺を取材しているうちに、被害者が激しいストーカー行為に悩まされている事実をその友人から聞かされたことがきっかけであった（清水 2000：40-74）。このため、『フォーカス』は他の雑誌などとは異なり、第一報の段階（「ストーカーに狙われた美人女子大生の『遺言』 親友に託した犯人名」『フォーカス』1999年11月10日付号）から、被害者が激しいストーカー行為に悩まされていた事実を中心に報道していた。

その後も清水記者は、ストーカーを行っていた人物周辺の情報収集を進め、ついには、警察が実行犯として逮捕した被疑者を、逮捕前に撮影することに成功した。しかし、その時点では、警察の動きは鈍く、被疑者の居場所も特定できていなかったようだ。そこで、清水は、記者クラブに所属する通信社記者を通じて、被疑者の居場所を知らせたという。というのも、雑誌がいかに事件の全容を解明しようと、警察が動かないうちに、特定の私人を「犯人視」して報道することは難しいからである。それを行えば、名誉毀損で訴えられるか、あるいは、被疑者らは逃走を企て、事件の真相解明を遅らせることになる。そこで、事件の全容を掴み、実行犯の居場所を突き止め、その顔写真も撮影

した清水は、記者クラブにいる友人の記者（清水の著書では「ミスターT」と記載されている）を通じて警察を動かすことを試みたという。

以下、清水が、被疑者の撮影に成功した翌日のことを記載した記述である。

次の日、私はミスターTに電話を入れた。
「ついに久保田が撮れたぞ。川上も一緒だ」
電話の向こうでミスターTが息を飲むのがわかった。私は彼に、マンションの住所など詳細をメモしてもらった。ミスターTに伝えておけば、直ちにこの情報が信頼できる県警関係者に伝わるはずだ。それは、久保田の情報が県警捜査本部にも伝わっていくということを意味する。（清水2000：135）

この情報提供の後、埼玉県警は1999年12月19日、容疑者逮捕に至った。警察の発表は翌20日で、『フォーカス』には12月21日発売の号（1999年12月29日 / 2000年1月5日付の合併号）に容疑者の顔写真と4ページに渡る記事が掲載されている。印刷や製本に要する時間を考えれば、『フォーカス』の清水が警察より早く容疑者を見つけ、その居所も割り出していたという話は真実と考えるべきだろう。

一般にメディアが権力者に影響を与えるには、「世論」を喚起して影響を与えることが考えられる。しかし、ジャーナリスト達は、しばしば「権力者」に近いところに存在しており、その近接性の故に、「世論」を経由しないで直接「権力者」に働きかけることができることを、上記の事実は示している。埼玉県警としては、情報提供の事実があった以上、事件に至る経緯はともかくとして、犯人逮捕に動かざるを得ないだろう。この場合、ジャーナリズムは「世論」ではなく、警察に求められる「規範」を経由して警察を動かしたのである。

しかし、埼玉県警が自らの非を認めるには、『フォーカス』の記事だけでは不十分であった。

清水は、犯人に迫るだけでなく、警察の怠慢を察知し、警察を批判する記事を書いていた。例えば、実行犯逮捕後の2000年1月19日付『フォーカス』の記事のタイトルは「桶川女子大生刺殺『主犯』を捕まえない埼玉県警の『無気力捜査』」、3月22日付号では、「桶川女子大生殺人『告訴取り下げ騒動』で警察がついた嘘の山」などとなっている。しかし、相手は警察権力である。週刊誌一誌がいくら騒いだところで、無視を決め込むこともできただろう。

先に言及した告訴取り下げでは、遺族は早くから、警察の対応を批判していた。しかし、告訴を取り下げるよう要請したかどうかは、当事者にしかわからない。一方の当事者の遺族が、それを主張したところで、もう一方の警察が否定すれば、真相は闇の中に葬られる。

このような中で、警察に自らの非を認めさせる力となったのは、警察の行為から正当性を奪った「世論」であろう。そして、この場合の「世論」とは結局のところ、「多くのメディアが報じた」ということにならない。

事実、「桶川ストーカー事件」を巡っては、テレビ等が徐々に『フォーカス』の記事に追従し、この問題を警察批判との関連で報道するようになっていったのである。

FOCUS 3号の「警察批判」記事は掲載後も各メディアから無視されていたが、小松和人の指名手配で少し風向きが変わってきた。テレビ局が取材をしたいというのである。最初に連絡くれたのは、TBS「ブロードキャスター」という番組の原山理一郎レポーター。……一月二十二日夜、その番組は放送された。聞くところによると、やはりテレビの影響は凄かったようだ。番組終了後、上尾署には全国から抗議の電話が殺到したという。……

しかし、上尾署は当然のようにこれを無視した。TBSに抗議もしないかわりに依然知らん顔が続けたのである。(清水 2000 : 225)

しかし、報道はTBSに終わらなかった。2000年2月25日に、テレビ朝日の情報番組「ワイド!スクランブル」で「警察がおかしい!?!」が放送された。そして、本格的な報道番組として評価の高かった鳥越の「ザ・スクープ」が3月4日、この問題をとりあげた。タイトルは「警察に“無視”された 桶川女子大生殺害の真相」であった(清水 2000 : 241, 248-249)。

この報道を受けて、民主党の竹村泰子議員が国会で質問、やがて、県警は2000年4月6日付の報告書で、告訴改ざんなどを認めることになる。

このように、「桶川ストーカー事件」は、多様なメディアが報道し、それが社会的に認知をされたことによって「世論」となり、それが警察の正当性を揺るがして、結果的に警察を動かすに至ったと考えられるだろう。アレント的な意味での、権力と正当性にかかわる力は、「桶川ストーカー事件」ではこのようにして働いたのである。

フーコー的な意味での「知の枠組みとしての権力」という側面にも言及しておこう。

報道機関が問題を取り上げるにあたっては、以前から存在していた「知の枠組み」「問題設定」に、この問題がうまくはまったという側面も存在する。

ジャーナリストや報道機関にとって警察は非常に重要な情報源であるがゆえに、報道機関は十分な警察批判ができないとの批判がかねてからある。その一方で、報道機関本来の目的からいえば、警察権力の行使を監視し、その不当性を批判することはジャーナリズム本来の目的に最も適合した機能であり、「警察批判」は報道機関の「問題設定」に最もうまく適合する類の話題であるはずだ。

こうした矛盾の中で、ジャーナリズムは機能している。それゆえ、警察との関係を壊さずに、ジャーナリズムが警察批判をできるのは、警察が自らの非を認めたときだとも言えるだろう。この「桶川ストーカー事件」も、報道機関が一齐に報じるようになったのは、それが「警察の不祥事」という「ジャーナリズムの本来の目的」に沿った「問題設定」に適合したからであり、しかもそれは警察の発表を待ってからであった。

記者クラブに入れず、警察から直接十分な情報を入手できない中で報道した清水は、警察が自らの非を一定程度認めた後の新聞報道の集中について、皮肉を込めて次のように書いている。

大メディアの流れは急変した。被害者側の訴えなど、知っているもほとんど記事にしなかった大手マスコミが、狂気したように県警叩きに躍起になっていた。「桶川事件」がいきなり一面トップであった。しかもその根拠たるやさんざん嘘をついてきた県警が「これが事実です」と発表したことなのだから、ブラックジョークとしか思えなかった。警察の発表だと、どうしてこんなに簡単に信用するのだろうか。(清水 2000 : 264)

そして、報道機関が「桶川ストーカー事件」を警察の不祥事の枠組みで報じるにあたり、さらに指摘しておくべきなのは、「警察の不祥事」がこの直前にもあったことである。つまり、1999年9月以降、神奈川県警での集団暴行や証拠品の無断持ち出しや、そうした事実の隠蔽などの不祥事が相次いでいたのである。こうした状況の中で、警察の不祥事報道は既に前例が手近にあり、当時の「問題設定」に適合的なものであったのである。

▶ 5 今後の研究課題：モデルの修復の必要性

以上、ジャーナリズムを、様々な力関係から構成される動的な過程として描き出す必要があるとの認識に立って、社会学や政治学の権力論を参照しつつ、ジャーナリズムが「権力者」を動かす過程と、その場合に働き得る「権力」との関係モデル化した。そして、そのモデルに沿って、3つの種類の「権力」がいかに作用したのかを、「桶川ストーカー事件」を事例として検討した。

しかし、本稿で示したモデルは、あくまで本稿で検討した「権力論」に基づいて提示したものであり、暫定的なものに過ぎない。筆者は別の論文で、ジャーナリズムを動的な力関係の場として把握するために、ピエール・ブルデュエの「界」の理論が有効であることを指摘した（Ito 2006）。また、大石裕はかつて「議題構築モデル」をジャーナリズム研究との関連で検討したが（大石 1998：70-73, 120-135）、筆者の試みにとって、「議題構築モデル」の検討は不可欠だろう。

筆者が本稿で示したモデルの最大の欠点は、ジャーナリズムの多様性、そしてジャーナリズムに影響を与え、また与えられる社会（世論）の多様性を無視している点である。この点は、筆者は別の稿で言及し、具体例とともに論じた（Ito 2006）。報道機関の報道が一様でないことは、この桶川ストーカー事件でも明らかである。むしろ、ジャーナリズムの世界が、多様性を含んでいたことが、最終的には警察の情報操作を克服し、真実を明らかにし、そして、警察の不祥事を警察自らに認めさせる力になったといえるだろう。こうした、ジャーナリズムの世界の多様性を組み込んだモデルを構築し、それにそのモデルを利用して具体的な事例研究を行っていくことが今後の課題である。

引用文献

- Althusser, Louis (1976 [1970]) "Idéologie et Appareils Idéologique d'État: Sur la reproduction des conditions de la production", *Positions*. Editions Sociales: 67-125 (西川長夫 (1975)「イデオロギーと国家のイデオロギー装置」『国家とイデオロギー』福村出版, 15-94)
- Arendt, Hannah (1972 [1969]) "On Violence", *Crises of the Republic*. Harcourt Brace
- Giddens, Anthony (2001) *Sociology 4th edition*. Polity Press: 103-198
- 池田謙一 (2000)『コミュニケーション (社会科学の理論とモデル5)』東京大学出版会
- Ito, Takashi (2006) "Journalism in Power Relations and Pierre Bourdieu's Concept of "Field": Case Study of Coverage of 1999 Group Bullying Murder Case in Tochigi" *Keio Communication Review*. No.28 (2006. 3)
- フーコー, ミシェル = 渡辺守章 (1976 = 1986)『性の歴史I 知への意志』新潮社
- Lukes, Steven (2005) *Power: A Radical View, the Original Text with Two Major New Chapters 2nd edition*. Palgrave
- McNair, Brian (1998) *The Sociology of Journalism*. Arnold
- 大石裕 (1998)『政治コミュニケーション 理論と分析』勁草書房
- 清水潔 (2000)『遺言：桶川ストーカー殺人事件の深層』新潮社
- 竹下俊郎 (1990)「マスメディアと世論」『レヴァイアサン』, 1990秋, 75-96
- 鳥越俊太郎&取材班 (2000)『桶川女子大生ストーカー殺人事件』メディアファクトリー
- Weber, Max (1984 [1921]) *Soziologische Grundbegriffe*. J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) (清水幾多郎訳 (1972)『社会学の根本概念』岩波書店)

伊藤高史 (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所助教授)